

6 脱 第 225 号

令和6年11月25日

京都府環境審議会会長 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて（諮問）

京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第10条第1項に基づく「地球温暖化対策推進計画」の見直しに当たり、同条例第57条第2項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

京都府地球温暖化対策推進計画の見直しに係る基本的な考え方

2 諮問理由

京都府地球温暖化対策推進計画では、計画策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容を見直すこととしており、令和7（2025）年度に時期が到来することから、京都府地球温暖化対策推進計画の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただくため。

3 経過・背景

本府においては、「京都議定書誕生の地」にふさわしい先導的な役割を果たすため、府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ京都府地球温暖化対策条例を平成 18（2006）年 4 月に施行するとともに、「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年 10 月に策定し、平成 23（2011）年には同計画を改定し、当面の目標数値を定めた 2020 年度までを計画期間として、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってまいりました。

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。

そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和 2（2020）年 2 月に、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言しました。

そして、「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例の改正を行い、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3（2021）年 3 月に本計画を策定しました。さらに、令和 5（2023）年 3 月には温室効果ガス排出量を 46%以上とする新たな目標の見直しを含む改定をしたところです。

こうした中、国の方でも地球温暖化対策計画の策定から間もなく 3 年を迎え、2050 年ネットゼロ実現を見据えつつ、地球温暖化対策計画の見直しを含めた我が国の気候変動対策について審議会で議論されているとともに、現計画は、計画策定後 5 年程度が経過した時点を目途に、計画内容を見直すこととしており、令和 7（2025）年度に時期が到来することから、京都府地球温暖化対策推進計画の見直しに係る基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものであります。